ＳＤＧｓ酒米・酒生産支援事業実施要領

第１　事業の目的

有機栽培を含む地球環境や生物多様性に配慮した環境創造型農業などの栽培方法により生産された酒米（以下「有機等酒米」という。）を使用して生産する県産日本酒（以下「有機等日本酒」という。）の商品化を支援し、酒米での有機農業を含む環境創造型農業の拡大、有機等日本酒の先進的な取組により県産酒米・日本酒のブランド力の強化を図る。

第２　事業内容等

１　事業内容

有機等酒米を使用して生産する有機等日本酒の商品化を図るため、酒米生産者と酒造会社が連携した次の取組とする。

（１）有機等酒米生産支援

ア 有機等栽培の実践（栽培方法の実証、分析等）

イ 有機ＪＡＳ認証（転換期間含む）の取得

（２）有機等日本酒生産支援

ア 県産有機等酒米を使用した有機等日本酒の商品開発

イ 有機ＪＡＳ認証の取得

２　事業実施主体

（１）上記１（１）の取組の場合、事業実施主体は認定農業者、認定新規就農者、販売農家(経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家)、農業法人、集落営農組織等とする。

（２）上記１（２）の取組の場合、事業実施主体は県産有機等酒米を使用した有機等日本酒を開発する県内酒造メーカーとする。

３　事業実施基準

具体的な補助率及び実施基準は別表に掲げるとおりとする。

第３　事業実施計画の申請及び承認

１　事業実施主体は、別紙様式１号により事業実施計画を作成し、事業実施主体の所在地を管轄する県民局長又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）あて提出するものとする。

２　県民局長等は、事業実施計画の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めた場合にはこれを承認し、別紙様式２号により事業実施主体に通知するとともに、別紙様式３号により、事業実施計画の写しを農林水産部長に提出する。

第４　事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施中に計画の内容等に、次の各号に規定するいずれかの変更が生じた場合には、速やかに第３の規定に準じて変更申請を行い、必要な承認を得なければならない。

１　補助事業費の増加又は30％を超える減額

２　経費の区分の変更

３　事業期間の延長

第５　事業の着手

事業実施主体は、本事業に着手する場合は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて本事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情による場合は、事業実施主体は、あらかじめ、県民局長等の指導を受けた上で、別紙様式４号により交付決定前着手届を作成し、県民局長等に提出するものとする。

第６　事業の実績報告

１　事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後１ヶ月を経過する日又は事業実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、別紙様式５号に必要書類を添付して、第３の規定に基づき承認を受けた者に対し、報告するものとする。

ただし、農林水産部補助金交付要綱第11条に基づく実績報告時に別紙様式１及びその他必要書類を添付する場合は省略できるものとする。

２　１により報告を受けた県民局長等は、その写しを別紙様式６号により農林水産部長へ提出するものとする。

第７　証拠書類の保管

事業実施主体及び事業対象者は、補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類について、事業の完了の日が属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

第８　その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については別に定める。

附則　この要領は、令和６年３月２９日から施行する。

　　　　　　　　　令和７年３月２７日から施行する。

別表（実施要領第２関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施基準等 | 補助率 | 備　考 |
| １　共通(1) 本事業は酒米生産者と酒造会社が連携していること。(2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の補助の対象外とする。(3) 事業実施にあたって、必要最小限の機械及び器具（以下「機械等」という。）を購入若しくは借り上げることができるものとする。ただし１件当たりの取得価格が10万円以上（税別）の機械等の購入経費は補助の対象外とする。(4) 本事業の活用は、同一の酒米生産者と酒造会社が連携した取組１件につき、下記２(1)、２(2)、３(1)、３(2)について各１回限りとする。２　有機等酒米生産支援(1) 有機栽培の実践（栽培方法の実証、分析等）に必要となる経費有機質肥料代、種苗代、資材費、土壌分析費、作物体分析費、機械レンタル代等(2) 有機ＪＡＳ認証（転換期間含む）の取得に必要となる経費指定講習会受講料、申請基本料金（実地調査等）、検査員旅費等３　有機等日本酒生産支援(1) 県産有機等酒米を使用した日本酒の商品開発に必要となる経費サンプル原材料費、企画費、成分分析・試験検査費等(2) 有機ＪＡＳ認証の取得に必要となる経費指定講習会受講料、申請基本料金（実地調査等）、検査員旅費等 | １/２以内 | 2有機等酒米生産支援は事業実施主体あたり35万円、3有機等日本酒生産支援は事業実施主体あたり100万円を補助額の上限とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。 |

（別紙様式１号）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

○○県民局長又は県民センター長　様

事業実施主体名

住所

代表者氏名

電話番号

電子メールアドレス

ＳＤＧｓ酒米・酒生産支援事業実施（変更）計画の承認申請について

ＳＤＧｓ酒米・酒生産支援事業実施要領（令和　年　月　日付け農園第　　　　号）第３の１（第４）の規定により別添のとおり提出します。

＜添付書類＞

・別紙様式１（事業実施計画書）

・事業内容がわかる書類

別紙様式１

ＳＤＧｓ酒米・酒生産支援事業実施計画書（変更・実績）

１　事業の目的（使用酒米と商品コンセプトを記載）

２　事業の内容

（１）連携事業者

|  |
| --- |
| 生産者（組織） |
|  | 組織名 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先 |  |
| 酒造会社 |
|  | 酒造会社名 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先 |  |

（２）具体的な取組内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 取組項目 | 実施時期 | 場所 | 目的及び具体的内容 |
| 生産者（組織） | ① SDGs（有機等）酒米の試験栽培 |
|  |  |  |  |
| ② 酒米の有機ＪＡＳ認証取得 |
|  |  |  |  |
| 酒造会社 | ③ SDGsに貢献する酒米を使用した日本酒の醸造試験 |
|  |  |  |  |
| ④ 日本酒の有機ＪＡＳ認証取得 |
|  |  |  |  |

（３）期待される効果

３　経費の配分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 取組項目 | 事業費（円） | 負担区分（円） | 備考 |
| 県補助金 | 事業実施主体 |
| (1)SDGs（有機等）酒米の試験栽培 |  |  |  |  |  |
| (2)酒米の有機ＪＡＳ認証費用 |  |  |  |
| (3)SDGsに貢献する酒米を使用した日本酒の醸造試験 |  |  |  |
| (4)日本酒の有機ＪＡＳ認証費用 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

（注）　備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○円うち国費○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

（注）　変更があったときは、変更箇所がわかるように朱書きで修正すること。金額の修正は二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

４　事業開始予定年月日

５　事業完了予定年月日

６　添付書類

事業内容が分かる書類

経費の明細が分かる書類　等

（別紙様式４号）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

○○県民局長又は県民センター長　様

事業実施主体名

住所

代表者氏名

電話番号

電子メールアドレス

ＳＤＧｓ酒米・酒生産支援事業交付決定前着手届

ＳＤＧｓ酒米・酒生産支援事業実施要領（令和　年　月　日付け農園第　　　　号）第５の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　条　件

（１）交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業対象者が負担するものとする。

（２）交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

（３）当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

２　着手予定年月日

３　完了予定年月日

４　交付決定前に着手する理由

（別紙様式５号）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

○○県民局長又は県民センター長　様

事業実施主体名

住所

代表者氏名

電話番号

電子メールアドレス

ＳＤＧｓ酒米・酒生産支援事業実績報告について

ＳＤＧｓ酒米・酒生産支援事業実施要領（令和　年　月　日付け農園第　　　　号）第６の１の規定により別添のとおり報告します。

＜添付書類＞

・別紙様式１

　・事業実績が具体的にわかるもの